

ユズリハ だより

メール air-tokyo@herb.ocn.ne.jp 15号

2009.6.10(15)
 東京公害患者と家族の会
 文京区小石川5-33-7マツモトビル2F
 TEL03-5802-2366 FAX03-5802-2377
 ぜん息110番
 03-5840-8446



3号車は、太田・品川・江東墨田・中央・江戸川支部のみなさんです。



4号車は、新宿・豊島・中野杉並・世田谷・練馬・三多摩の多支部



患者会 健康回復 旅行会
 行ってきまして、二日間お天気にもめぐまれて、ゆっくり交流もできて、とても楽しかった。

一号車は足立・葛飾支部です。宴会芸はダントツの楽しさ。

二号車は文京・北・板橋支部でした。バスはギョウギョウでしたか。

都条例の医療費助成を受けておられる

患者のみなさんはアンケートにご協力をお願いします

6月から7月にかけて、おかけの医療機関から、手渡しまたは郵送で「東京都成人ぜん息患者救済条例の施行による救済効果に関する調査」というアンケートに協力を依頼されることになりました。制度は昨年8月から始まっていますが、その効果について学者の先生方が調査をされます。患者会の都条例患者のみなさんにはできれば全員のご協力をいただきたいと思います。



- 6月の活動予定
- 1(月) 全国公害被害者総行動 一日目
 - 2(火) 全国公害被害者総行動 二日目
 - 3(水) 足立区交渉
 - 4(木) NO2測定行動
 - 5(金) NO2測定行動
 - 11(木) 北区連絡会17:00~環境省中環審議専門委員会
 - 13(土) 板橋支部会議(学習会)文京現地調査(午前)
 - 14(日) 合同幹事会13:30~
 - 16(火) 事務局会議
東京都準備会「患者の声を伝える会」
品川・八潮班会議13:00~ 江戸川区交渉
きょうどう委員会14:00~
 - 17(水) 中野杉並世話人会13:00~ 江東墨田支部会議
全国連事務局会議13:00~ 豊島支部会議13:00
 - 18(木) 文京現地調査に基づく学習会18:30~ 区民センター 北支部王子生協班会議・足立支部会議
 - 20(土) 板橋現地調査・まちづくり委員会
「みんな歌う会」14:00~
 - 22(月) 東京民医連定期協議10:00~
 - 23(火) 事務局会議10:00~
 - 24(水) 東京あおぞら連絡会常任理事会10:00~
 - 27(土) さいたまのつどい13:30~
 - 7/4(土) 三役会議10:00~
 - 7/19(日) 合同幹事会13:30~

5月から6月にかけて患者会の行事が続いていました。その間も事務局にはぜん息110番への問い合わせが度々寄せられました。まだまだ制度を知らずに医療費の負担に苦しむ患者がいるのかと思うと残念です。一刻も早く、一人でも多くの患者が救済されるようにまだまだ周知に努力しなければならないようです。

投稿コーナー
 伴句
 鶴ヶ城
 写真写りは
 いまひとつ
 みなさんからの投稿
 お待ちしています。

(公健法) 認定患者のみなさん

現在の補償の等級が適切ですか？

『障害補償費』は認定患者の命綱です。
 被害の実態を証明するために正当な補償を受けてください。
 遺族補償にも直結します。遺族補償は残された家族の命綱になる場合もあります。
 新たな救済を求めてあとに続く、都条例・未救済(慢性気管支炎・肺気腫の患者のためにも、再確認してください。
 なにより、認定患者が勝ち取った権利なのです。どうか大切にしてください。

みんなで力を合わせて『不服審査請求公開審査』 で不当な区の認定を改善させます。

5月29日森ヲミエさんに対して、板橋区は長年にわたって不当な等級の認定を押しつけてきたことに私たち患者会は、全支部一丸となって『不服審査請求公開審査』を実施させました。
 森さんは症状の悪化に伴い等級改定の認定申請をしていましたが、板橋区は理不尽に不当な認定を繰り返してきました。森さんはさらに症状の悪化に苦しみ続けてきたのです。
 患者会は西会長を筆頭に大勢の患者が代理人となり、『審査会』に板橋区の不当性を訴えました。

森ヲミエさんは
 2007年に裁判が終わるまで、三役としての重責を担い、無理を重ねてきたのです。現在の症状悪化に裁判中の無理が祟っていることは間違いありません。私は森さんがいつでも、どこでも、未救済患者のために救済制度を求めて発言していたのを忘れません。普段穏やかな森さんが被告の不遜な態度に、猛烈に抗議したことがあります。
 それも未救済患者のためでした。当日会場に来ることもできなかった森さんのために、全員で抗議しました。傍聴席も患者で溢れました。

東京公害患者と家族の会には
 『公健法』認定患者・『都条例』認定患者・未救済患者がいます。私たちの願いは、全ての患者が救済されることです。患者が奪われた健康に、適切な補償を受けることが救済です。そのために『公健法』認定患者が、未救済患者のために必死で闘ったのが「東京大気汚染公害裁判」でした。
 今日患者会の多くの未救済患者が医療費の救済を受けることができるようになりました。
 これからは、患者会員が手を取り合って全ての患者が、必要な補償を受けられるようにめざしましょう。

私たちぜん息等の呼吸器の患者は、人間が一時も休むことなく、健常者は意識さえすることも無い呼吸の苦しみに苛まれてきました。人間が息をするのはあまりにも普通のことです。たからこそそれができなくなつた時の恐怖は図り知れません。
 人間の生きる根幹を司る呼吸ができなくなることは、生活が破壊されることです。なにより息の出来ない苦しみの筆舌にたくしがたいものです。
 私たちはその苦しみを長年背負い続けてきたのですから、本当にみな辛抱強い人が多いのです。
 患者は一人では、その苦しみを受け入れて、あきらめて生活するしかありません。だから患者会は必要なのです。「私も堂々と生きて行こう」とみなが思える様に患者会はめざします。

患者会から

弁護団から

『公健法・認定』患者は等級の改定請求ができます。しかし請求人もそうでしたが、患者の大部分は患者にそのような権利のあることを知らされていません。たとえいついても行政を相手に堂々と権利主張ができる患者など例外的です。
 請求人も平成14年の更新申請書には「治療費の無料と、障害補償もいたっています。ありがたいです。」と書いていますが、患者の多くは、この制度が、我が国の悲惨な公害被害にたいしてその発生原因者が当然なすべき被害補償を定めるものであることを知らされないまま、法の趣旨に反する不利益を我慢し、あきらめて、「いくらからでももらえただけ幸せ」と自らを慰めて、行政の不当な処分を受け入れていたのです。



西会長の満面の笑みは、安堵の笑み
 ??????



なんだか!!
 うれしそ~
 なのです!!



わくわく 楽しい旅行会!!
 出発は4台のバスが別々でした。



昼食の林檎庵でバスが合流!!
 車中の自己紹介などで交流をしたので、話はずみです。



たのしそ~
 ハートは少年つて、やつですか

大内宿を散策、おしゃべりしていいなら、時間がなくなりますよ



食後のおやつ!! 満腹でも美味しい名物は別腹 別腹



おみやげ迷っちゃって、まだ買ってない

お店の方がふるまってくれたのはお茶? なのおちゃけなの??

